

保城に当事者双方及補償者若若通之ヲ保持スルモノトス

能

一 通金に惣括的ニ一割ヲ位上ケスルコト

二 工場ノ設備改善ヲ促進スルコト

三 退職手当ノ制度ニ干シテハ減額ヲ以テシテ之ヲ實現ノ為ニ努力スルコト

四 歩合ヲ本給ニ繰入レルコト但シニヶ月以内ニ実行スルコト

五 修繕中ノ日給ハ従来通り之ヲ支給スルコト

六 無薪單価ヲ低下セサルコト

七 工場主ハ従来ノ実収ヲ減セサル様仕事ノ擔荷ヲオスコト

八 工場主ハ従業員家族見舞トシテ金封老子因リ支給スルコト

九 従業員ハ今回ノ件ニ就テハ海潮ノ意ヲ表スコト

昭和六年二月七日

株式会社東京龍野炭所取締役社長 龍野 右忠

昭和六年二月三日

従業員代表

山縣 静平  
神谷 八五郎

東京鐵工組合代表

藤 八郎  
滝沢 七郎

補序者

丸山 竹雄

右及申(通)報後也

東京鐵工組合代表